

Payment Instruction for the Endorsement Letter - for the WA Graduates -

JABEE によるワシントン協定認定プログラム修了の認定証発行に際する支払方法
- WA 加盟団体認定プログラム修了生または申請者をサポートする所属企業各位-

For you to receive endorsement letter, you must pay **USD500+VAT** into JABEE bank account to complete the process.

上記認定証の授与には、米 **500**ドル+消費税=**550**ドルに銀行振込手数料を貰い受けます。

Although, most of applicants likely to have already been residing in Japan, so in that case, JABEE accepts payment of USD550 equivalent amount in JPY.

ただし、申請者の多くは既に日本に在住している可能性が高いため、その場合は **USD550** 相当額を日本円でお支払いいただくことになります。

In order for you to confirm the amount of payment, please refer T.T.M. of the currency rate of the date of payment at: https://www.bk.mufig.jp/ippan/kinri/list_j/kinri/kawase.html

(*Amount could be calculated based on the application of T.T.M. (= T.T.S. + T.T.B.÷2)).

支払い金額の確認には、支払い日の為替レートの **T.T.M.** をご参照ください:

https://www.bk.mufig.jp/ippan/kinri/list_j/kinri/kawase.html

(***T.T.M.** (= **T.T.S.** + **T.T.B.** ÷ 2) を適用することで金額を算出可能です。)

Following is the payment information of JABEE.

Please note that all the fees required for payment including transfer and JABEE receipt fees **shall be borne by the applicant:**

JABEE のお支払い方法は以下の通りです。

振込手数料、**JABEE** 受取手数料等、お支払いに必要な手数料は全て申込者のご負担となります:

Name of Bank/ Branch 振込先銀行	Mizuho Bank, Ltd./ Shiba Branch みずほ銀行 芝支店(支店コード 054)
Bank Address 振込先銀行住所	5-34-7 Shiba, Minato-ku, Tokyo 108-0014, Japan 東京都港区芝 5-34-7
Bank Phone Number 振込先銀行電話番号	+81 3 3453-5151 / 03-3453-5151
JABEE (Beneficiary's) Account JABEE 口座番号(普通)	054-3667607
Beneficiary Name JABEE 口座名義 (フリガナ)	JABEE 一般社団法人 日本技術者教育認定機構 (シャ)ニホンギジュツシャキョウイクニンテイキコウ)
Swift Code	MHCBJPJT
JABEE Address JABEE 住所	Kenchiku Kaikan 4F 5-26-20 Shiba, Minato-ku, Tokyo 108-0014, Japan 〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築学会 4F
JABEE Phone Number JABEE 電話番号	+81 3 5439-5031 / 03-5439-5031

*Please notify: info@jabee.org after the payment.

ワシントン協定加盟団体認定プログラム修了者の技術士 または 技術士補 資格取得をサポートする申請者所属企業の皆様へ

本制度は、技術士法第 31 条の 2 第 2 項に基づく技術士等の資格に関する特例、則ち文部科学大臣が指定した課程(JABEE 認定課程)を修了した者を、第一次試験を受験せずに、技術士第二次試験を受ける資格を有するとするもので、ワシントン協定加盟団体認定プログラム修了者へも適用されるものです。

制度の適用は自動ではありません。

JABEE と日本技術士会が各々の公式 Website で言及の通り(設問 2 を参照)：

[QandA WA-equivalent Graduates from accreditation to registrationJ.pdf](#) (日)

https://www.engineer.or.jp/c_topics/001/attached/attach_1680_6.pdf (英)

JABEE 認定プログラム修了と同等であること、技術士第 1 次試験合格と同等であることを JABEE が確認・保証したことを示す「JABEE によるワシントン協定認定プログラム修了の認定書」の提出がない申請者を(技術士補登録、技術士第 2 次試験受験)、日本技術士会は前項において言及する申請資格を有する者とは認めていません。

「JABEE によるワシントン協定認定プログラム修了の認定書」発行に際する JABEE の審査申請は、ワシントン協定加盟団体認定プログラム修了者本人による申請のみお受けしております。

然しながら、特にワシントン協定加盟団体認定プログラム修了者にとって、技術士補を取得することが、「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第2号の規定における「在留資格高度専門職 1 号(ロ)」の資格の項にある「従事しようとする業務に関連する日本の国家資格(業務独占資格又は**名称独占資格**)を保有」の内、技術士補は名称独占資格である事実より 5 点の加点があり、申請者本人、雇用側企業の両者にとって安定的就労、専門分野の研鑽という側面で有益な制度であると考えます。

上記を鑑み、申請料(JABEE への確認依頼・当該認定証発行料)を申請者に代わり負担することでサポートしたいお考えの企業様もおられるかと考えます。

上記該当の場合は、支払の方法等、一度 JABEE へご相談ください。